

2014年4月10日 全4頁

法律・制度のミニ知識

# 保険会社の海外展開に係る規制緩和

2014年の保険業法等の改正法案より

金融調査部 主任研究員  
堀内勇世

## [要約]

- 2014年3月14日、国会に提出された「保険業法等の一部を改正する法律案」の中には、保険会社の海外展開に係る規制緩和が含まれている。
- その内容は、我が国の保険会社が海外の金融機関等を買収した場合に、当該金融機関等の子会社のうち、法令上、保険会社グループには認められていない業務を行う会社についても一定期間の保有を認めるというものである。
- 我が国の保険会社の海外展開を、現状よりも容易にしようとしたものである。

## 1. 保険業法等の改正法案の国会提出

2014年(平成26年)3月14日に、「保険業法等の一部を改正する法律案」(以下、「**改正法案**」)が国会に提出されています。改正法案に関する資料(「概要」「法律案・理由」「法律案要綱」「新旧対照表」など)は、金融庁の以下のウェブサイトに掲載されています。

(URL) <http://www.fsa.go.jp/common/diet/>

このウェブサイトに掲載されている、金融庁が作成した改正法案の「概要」を見ますと、改正法案の内容は、ごく大まかになりますが次のとおりです。

- ①保険募集の基本的ルールの新設
- ②保険募集人に対する規制の整備
- ③海外展開に係る規制緩和
- ④保険仲立人に係る規制緩和
- ⑤実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和
- ⑥その他

いろいろと改正項目（案）が提示されているのですが、このレポートでは「③海外展開に係る規制緩和」に注目してみたいと思います。

それでは、「③海外展開に係る規制緩和」とは、より具体的にどのようなことが考えられているのでしょうか？

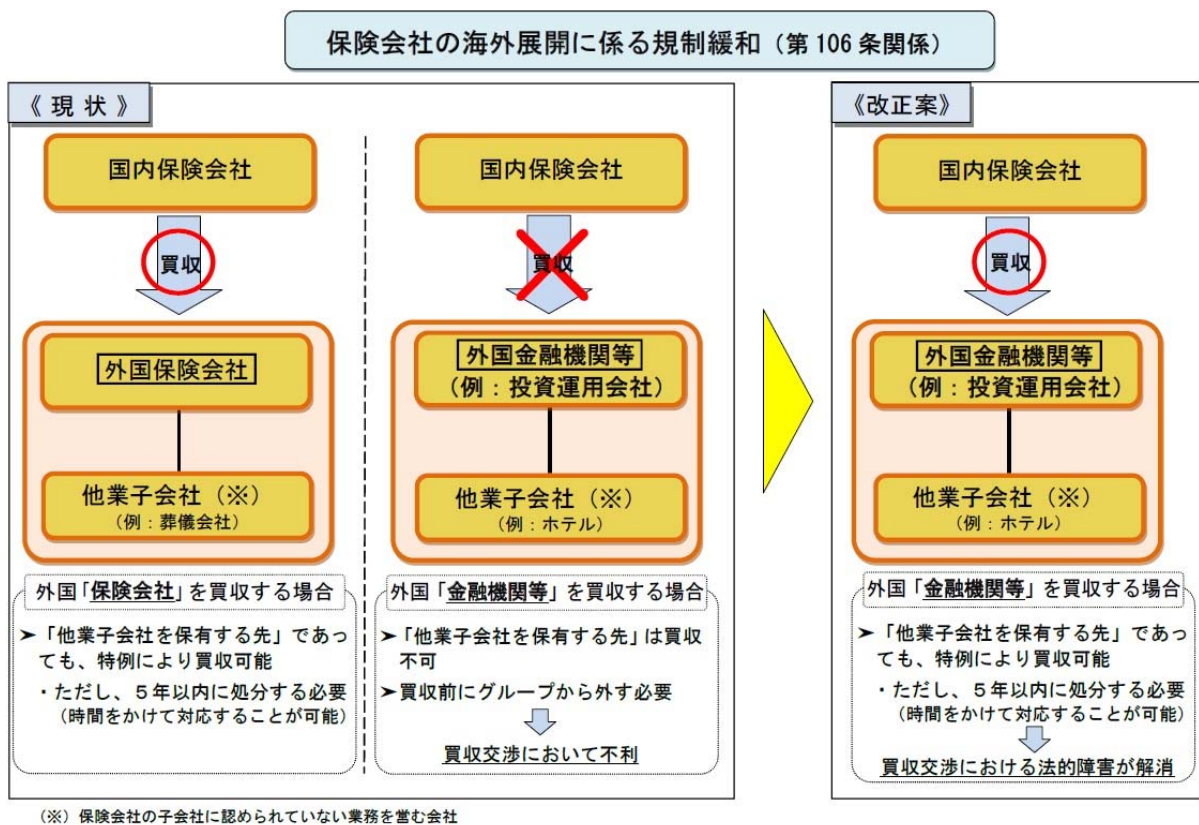
先ほどの金融庁の資料「概要」では、次のとおり書かれています。

◆ 海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例の拡大

海外の金融機関等（例：投資運用会社）を買収した場合に、当該金融機関等の子会社のうち、法令上、保険会社グループには認められていない業務を行う会社についても一定期間（5年）の保有を認める。

また、同資料には、これを説明するために、以下に引用した図表が掲載されています。

図表 保険会社の海外展開に係る規制緩和



（出所）金融庁作成資料

ここで注目した「③海外展開に係る規制緩和」に関する施行日は、公布の日から6ヶ月以内の政令で定める日とされています（なお、改正法案全体を見た場合の施行日は、大きく3つの時期に分かれていますので、ご注意ください）。

## 2. 海外展開に係る規制緩和について

我が国の保険会社及びそのグループが行える業務の範囲については、保険契約者保護のために保険会社を保険業に専念させる必要があることなどから、法令によって一定の制限が設けられています<sup>(注1)</sup>。例えば、我が国の保険会社が子会社<sup>(注2)</sup>とすることができる会社の業務範囲は限定されています（以下、「**子会社業務範囲規制**」。現行の保険業法 106 条 1 項など参照）。

（注 1）このことについては、以下の報告書をご参照ください。なおそれぞれの報告書は、金融庁の以下のそれぞれのウェブサイトに掲載されています。

①金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」（座長 洲崎博史 京都大学大学院法学研究科教授）の報告書「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」（平成 25 年 6 月 7 日）

<http://www.fsa.go.jp/news/24/singi/20130611-2.html>

②金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」（座長 洲崎博史 京都大学大学院法学研究科教授）の報告書「保険会社のグループ経営に関する規制の見直しについて」（平成 23 年 12 月 2 日）

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20111207-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20111207-1.html)

（注 2）ここでいう子会社の定義は、現行の保険業法 2 条 12 項をご参照ください。例えば、保険会社の子会社とは、保険会社やその子会社が議決権の 50%超を保有する会社ということになります。子会社の子会社も、保険会社の子会社となります。

この子会社業務範囲規制の考え方を推し進めると、特例などがなければ、例えば、我が国の保険会社が海外の会社を買収する場合には、買収対象の会社もその子会社も、その業務はこの子会社業務範囲規制で認められている範囲内のものであることが求められます。それゆえにもし、買収対象の海外の会社が、子会社業務範囲規制によって保険会社が子会社とすることができない子会社を保有していると、海外の会社のその子会社を処分（ここでは、我が国の保険会社の子会社にならないように対策をとること）した後でないと買収できないということになります。

しかしながら実際は、現行の保険業法で、我が国の保険会社が海外の会社を買収する場合について一定の特例を設けています。例えば、我が国の保険会社が海外の保険会社を買収する場合には、買収後もその海外の会社が、子会社業務範囲規制によって保険会社が子会社とすることができない子会社を保有することになっても、そのまま買収を認めるとしています（ただし、買収後 5 年以内に、海外の保険会社のその子会社〔子会社業務範囲規制によって保険会社が子会社とすることができない子会社〕を処分しなければなりません<sup>(注3)</sup>）。しかし、子会社業務範囲規制の下で保険会社が子会社とすることが認められている、例えば海外の投資運用会社（投資運用業を行う会社）などを我が国の保険会社を買収する場合にはそのような特例がなく、そ

の投資運用会社などに保険会社の子会社とすることができない子会社があるときには、その子会社を処分した上でなければ、その買収はできないことになっています。このことを示したのが前掲「**図表 保険会社の海外展開に係る規制緩和**」の左側の「**現状**」の部分です。

(注3) この特例は、2012年(平成24年)に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」で設けられたものです。提出時の法案などは金融庁の以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/index.html>

このような現状に対して、海外の会社を買収するにあたり、我が国の保険会社は欧米の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれるとして、緩和要望が出ていました<sup>(注4)(注5)</sup>。

(注4) 緩和要望については、例えば、内閣府の以下のウェブサイト「受け付けた提案等に対する所管省庁からの回答：『規制改革ホットライン』」の資料2の中の「金融・証券・保険」の項目の番号「128」をご参照ください。

[http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/hotline/h\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/hotline/h_index.html)

(注5) 欧米などでは、我が国の子会社業務範囲規制のような規制が設けられていないことが多いようです。それに対して、子会社業務範囲規制がある我が国の保険会社は、子会社業務範囲規制によって保険会社の子会社とすることができない子会社を処分するという条件を付けなければならず、買収交渉上不利になると考えられているようです。なお、子会社業務範囲規制に関する欧米との比較については、金融庁の以下のウェブサイト、金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ(第6回)」(平成23年10月31日)の「資料4 参考資料(1)」の6ページをご参照ください。

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/hoken\\_wg/siryou/20111031.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/siryou/20111031.html)

こうした要望を受け、今回(2014年)の改正法案に「③海外展開に係る規制緩和」が盛り込まれました。前掲「**図表 保険会社の海外展開に係る規制緩和**」の右側の「**改正案**」の部分です。

子会社業務範囲規制の下で保険会社の子会社とすることが認められている、例えば海外の投資運用会社などを我が国の保険会社を買収する場合に、その投資運用会社などに保険会社の子会社とすることができない子会社があっても、そのまま買収することを認める特例を設けることが、改正法案には含まれています。ただし、買収後5年以内に、海外の投資運用会社などのその子会社(子会社業務範囲規制によって保険会社の子会社とすることができない子会社)を処分しなければならないとされています。

これが「③海外展開に係る規制緩和」です。子会社業務範囲規制を前提とした上で、我が国の保険会社の海外展開を現状よりも容易にしようとしたものといえます。なお、詳細については、改正法案に基づく保険業法106条をご参照ください。